

鎌倉市ソフトボール協会規約

(名称および事務所)

第1条 本協会は鎌倉市ソフトボール協会と称し、事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本協会は以下の目的をもって運営する。

- (1) ソフトボールをとおして会員の健康の増進をはかり、鎌倉市におけるソフトボールの普及および発展に努める。
- (2) 本協会に所属する会員の技術を高めるとともに、会員相互の親睦をはかる。

(事業)

第3条 本協会は以下の事業を行う。

- (1) ソフトボール大会の主催および後援
- (2) 鎌倉市におけるソフトボールの普及活動
- (3) 会員の技術向上に関する支援
- (4) 本協会の上部団体への役員、選手の選定と派遣
- (5) 機関紙その他の刊行物の発行
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事項

(会員の構成)

第4条 本協会は、第2条の目的に賛同するチーム会員、個人会員および賛助会員をもって構成する。

(役員)

第5条 本協会にはつぎの役員を置く。

会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、常務理事、理事、会計監査、評議員。
なお、必要に応じ顧問・参与をおくことができる。

(役員職務)

第6条 本協会の役員職務はつぎのとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | (1) 本協会の代表として、会を統括する。
(2) 評議員を召集し、その議長となる。
(3) 常務理事会の答申事項を決裁する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、また会長が不在のときは、その職務を代行する。 |
| 顧 問・参 与 | 本協会が主催する諸会議に出席して、会の運営について意見を述べることができる。 |
| 理 事 長 | (1) 本協会運営の最高責任者で、常務理事会、理事会を招集しその議長となる。
(2) 会長の諮問を受け、答申する。
(3) 上部団体に対する代表としての職務を務める。 |
| 副理事長 | 理事長を補佐し、理事長が不在のときは、その職務を代行する。 |
| 事務局長 | 本協会の窓口業務の責任者として本協会の内務を統括する。 |
| 常務理事 | (1) 担当する委員会を統括し運営する。
(2) 理事長が委嘱した事項を処理する。 |
| 理 事 | (1) 常務理事会の提案事項を審議し議決する。
(2) 本協会の運営に関する事項を提案する。 |
| 会計監査 | (1) 本協会の事業収支を監査する。
(2) 監査結果を評議員会に報告する。 |
| 評 議 員 | 評議員会において提案事項を審議し議決する。 |

(役員選出)

第7条 役員選出・解任の方法はつぎのとおりとする。

- (1) 会長、副会長、顧問・参与は理事会で推挙し、評議員会に報告する。
- (2) 理事長、副理事長、常務理事は理事の互選による。
- (3) 理事は常務理事会で推挙し、評議員会に報告する。
- (4) 会計監査は評議員会において選挙により2名選出する。ただし立候補者がいない場合は、前任の会計監査が推薦し、評議員会の承認を得る。

- (5) 評議員は登録各チームから1名、および個人会員から1名の推薦を受け、理事会で決定する。
- (6) 任期の途中で役員に欠員が生じた場合、理事会の議を経て役員を補充することができる。
- (7) 役員が下記の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席者の四分の三以上の同意を得て役員を解任することができる。
 - 1) 心身の事故のため、職務を継続して行うことができなくなったと認められたとき。
 - 2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。役員任期が満了しても、後任役員が就任するまではその職務を行う。

(会議)

第9条 会議の運営については、下記のように定める。

- (1) 常務理事会および理事会は、当該会議メンバーの半数以上の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数以上の同意によって可決する。
- (2) 評議員会は評議員の半数以上の出席をもって成立し、議案は出席者の過半数の同意によって決める。評議員が評議員会に出席できない場合、原則として当該チーム員が委任状をもって代理出席しなければならない。やむを得ない事由で代理出席者を選定できない場合、委任状の提出をもって出席にかえることができる。被委任者の記名ない委任状は表決に加えない。
理事以上の役員は評議員会に出席することができる。ただし議決に加わることはできない。
- (3) 各会議における審議事項、議決事項その他重要事項は議事録としてこれを保存する。

(評議員会)

第10条 評議員会は本協会の最高議決機関であって、会長が召集し下記の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認および事業計画の決定
- (2) 収支決算、予算の承認
- (3) 規約(規定などを含む)の制定、改訂および廃止
- (4) 役員承認
- (5) 理事会提案事項の議決
- (6) その他、重要事項で本協会が選定した事項

(常務理事会)

第11条 常務理事会は理事長、副理事長、事務局長、常務理事をメンバーとして構成し、下記の事項を協議する。

- (1) 本協会の運営
- (2) 各委員会の運営
- (3) その他、本協会の重要事項

(理事会)

第12条 理事会は理事長、副理事長、事務局長、常務理事、理事をメンバーとして構成し、下記の事項を審議し議決しあるいは提案する。

- (1) 常務理事会提案事項の議決
- (2) 会の運営に関する事項の提案・審議

(委員会)

第13条 本協会につき下記の委員会を置く。委員会の職務については委員会規定で定める。委員会は状況に応じ適宜増減することができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 記録委員会
- (6) 技術委員会

- (7) 用具委員会
- (8) 指導者委員会
- (9) 普及委員会
- (10) 競技委員会
- (11) 女性委員会

(特別委員会)

第14条 本協会には、必要に応じ特別委員会を置くことができる。特別委員会の委員長および委員は理事長が任命する。

(会員)

第15条 本協会の会員はつぎのいずれかに該当するものとする。

- (1) チーム会員
 - 1) 一般チーム:原則として市内の官公庁、企業、商店、組合その他の団体に所属する者によって編成されたチームおよび市内に在住する者によって編成されたチーム
 - 2) 高等学校チーム:市内の高等学校に在学する学生によって編成されたチーム
 - 3) 中学校チーム:市内の中学校に在学する生徒によって編成されたチーム
 - 4) 小学校チーム:市内の小学校に在学する児童によって編成されたチーム
- (2) 個人会員:日本ソフトボール協会の公認審判員、公式記録員、公認指導者などの認定資格を持ち、チーム会員に属さない者
- (3) 賛助会員:本協会の趣旨に賛同する個人または団体

(登録)

第16条 チームとして、新年度から登録しようとするときは、原則として所定の登録用紙を、開幕日の3週間前までに本協会に提出するものとする。ただし、開幕した後は翌年の登録となる。チーム会員の選手登録および個人会員の登録は随時受け付ける。開幕日等は広報に掲載する。

(会費および参加料)

第17条 本協会に登録する者は大会の代表者会議までに会費および参加料を納入しなければならない。ただし、大会期間の途中で登録する場合は、その都度納入するものとする。

(脱会および除名)

第18条 会員はつぎの事項に該当するときはその資格を失う。

- (1) 第15条に定める条件を備えないため、本協会が不適格と認めたとき。
- (2) 自ら脱会の意思を表明したとき。
- (3) 除名の処分を受けたとき。

第19条 会員がつぎの事項に該当するときは、理事会の議を経てこれを除名することができる。この場合、出席理事の四分の三以上の同意を要する。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、または本協会の目的に違反する行為のあったとき。
- (2) 本協会の組織を無視する行為のあったとき。
- (3) 再三の督促にも係わらず会費(登録料)を支払わないとき。
- (4) その他、本協会員としてふさわしくない行為のあったとき。

(会計)

第20条 本協会の経費はつぎの収入によって賄う。

- (1) 収入
 - 1) 会費(登録料)
 - 2) 参加料
 - 3) 事業収入
 - 4) 補助金
 - 5) 寄付金

6) その他

(2) 会費(登録料)、参加料は年度最終の理事会において決定する。

第21条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(付則)

第22条 本規約は評議員会の議を経なければ改訂することができない。

第23条 本協会の運営に必要な細則は、理事会の議決で定めることができる。

制 定 : 昭和56年4月1日
第1回改訂 : 昭和60年4月1日
第2回改訂 : 平成10年4月1日
第3回改訂 : 平成13年4月1日
第4回改訂 : 平成15年4月1日
第5回改訂 : 平成17年4月1日
第6回改訂 : 平成29年4月1日
第7回改訂 : 令和2年4月1日